予算第44号議案

令和4年度神戸市農業集落排水事業費補正予算

令和4年度神戸市農業集落排水事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 繰 越 明 許 費

	款					項			事	業	名	金	額
													千円
1 事	業	費	1	施	設	整	備	費	農業集落排水	処理施設	設備機能強化		245, 000

第2表 債務負担行為

	事	項		期	間	限	度	額
令 和 (農 業	5 年 集 落	度 指 排 水 処	定 管 理 理 施 設)	令和4~	~ 5 年 度			千円 199, 740